

○本別町防災行政無線（同報系）戸別受信機取扱要綱

（令和元年7月 日告示第 号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、本別町防災行政無線（同報系）戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

（戸別受信機の設置）

第2条 戸別受信機は、原則として次の場所に設置する。

- (1) 町内に住所を有し、戸別受信機の設置を希望する世帯
- (2) 町内の公共施設及び指定避難所のうち町長が必要と認めたもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業所及び団体など、町長が必要と認めた施設（以下「事業所等」という。）

2 設置台数は、1世帯又は1事業所等につき1台を原則とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、その数を増加することができる。

（戸別受信機の種類）

第3条 戸別受信機の種類は次のとおりとする。

- (1) 標準戸別受信機
- (2) 文字表示装置付戸別受信機

（戸別受信機の設置費用）

第4条 戸別受信機は、原則として町内に住民登録を有する世帯及び災害応急活動を要する公共施設に無償貸与とする。

- (1) 戸別受信機は、前項に規定するもののほか、病院、医院（診療所）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく施設、宅老所、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校その他事業所に無償で貸与する。
- (2) 戸別受信機の電波の受信状況が不良のとき、設置希望者へ外部アンテナ設置の費用を町が負担するものとする。

（戸別受信機の貸与）

第5条 戸別受信機の貸与を希望する者は、戸別受信機貸与申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 戸別受信機の貸与にあたり、借用者は、戸別受信機（文字表示戸別受信機）借用書（控）（様式第2号）を大切に保管し、戸別受信機の返却時に合わせて提出しなければならない。

（戸別受信機の返還）

第6条 使用者は、転出その他の理由により戸別受信機を使用しなくなったときは、直ちに戸別受信機返還届出書（様式第3号）を町長に提出し、戸別受信機を返還しなければならない。

（管理運用）

第7条 戸別受信機の管理運用については、常に正常な状態に保つよう心掛けなければならない。

- 2 使用者は、戸別受信機が常に良好な状態が得られるよう、責任を持って維持管理し、異常を発見したときは、直ちにその状況を正常にしなければならない。
- 3 使用者は、戸別受信機の全部又は一部を故意又は重大な過失によって破損若しくは亡失したときは、速やかに町長に報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 戸別受信機は、その権利を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供することができない。
- 5 戸別受信機の維持管理に要する経費のうち、電気料金及び内蔵乾電池の代金については、使用者の負担とする。
- 6 町長は、使用者が戸別受信機の維持管理を怠り、又はその仕様に改造などを加えるおそれがあると認められるときは、当該戸別受信機を返却させることができる。

（戸別受信機の修繕）

第8条 戸別受信機の修繕については、町の指定する者以外は、これを行うことはできない。

- 2 無償貸与を受けた戸別受信機の補償期間（使用者の過失による故障を除く）終了後の修繕費については、使用者の負担とする。

（損害賠償）

第9条 使用者は、無償貸与を受けた戸別受信機の全部又は一部を故意又は重大な過失によって破損若しくは亡失したときは、これにより生じた損害を賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)